

大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム運営規程 (指定短期入所生活介護)

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、大阪市が設置運営する大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、円滑な指定短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指す。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との有機的な連携に努める。
- 5 前4項のほか、指定短期入所生活介護においては、吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）第3条に定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
- (2) 所在地：大阪府吹田市古江台6丁目2番1号

(利用定員)

- 第3条 事業所の利用定員は7名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

- 第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 事務員 2名

- | | | |
|-----|---------|-----|
| (3) | 生活相談員 | 1名 |
| (4) | 介護職員 | 23名 |
| (5) | 看護職員 | 4名 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名 |
| (7) | 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) | 医師 | 1名 |
| (9) | 栄養士 | 1名 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の業務を統括する。
- (2) 事務員
事業所の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談、面接、調査及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
利用者に対する医師の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の介護度に基づくケアプランや心身状況を勘案し、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護度、心身の状況等を勘案して、ケアプランの作成等に従事する。
- (8) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 栄養士
栄養指導・栄養ケアマネジメントに関する業務及び業務委託業者に対する食事業務全般についての指導・確認業務に従事する。

2 職員の事務分掌及び日常業務については、管理者が別に定める。

第3章 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料

第6条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額と同額とし、利用者から利用料の一部として、当該事業について厚

生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,445円/日
- (2) 滞在に要する費用 従来型個室 1,231円/日 多床室 915円/日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（実費、消費税要）
- (4) 指定短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは実費とする。
- (5) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- (6) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。なお、第2号について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第19号）により従来型個室の利用者が多床室にかかる当該費用の額を算定するものにあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

3 事業所は、第2項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

（送迎の実施地域）

第7条 削除

第4章 運営に関する事項

（指定短期入所生活介護サービスの提供方法）

第8条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービスを提供する。

- 2 事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 介護支援専門員、生活相談員は、利用申込者に対し面接を行い、事業所の目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して安心と信頼感を抱かせるよう努める。
- 5 介護支援専門員、生活相談員及び医師は、利用申込者について、心身の状況、技能、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、検診を行い、これを記録保存する。

（事業所の利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者が指定短期入所生活介護サービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

2 事業所は、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が指定短期入所生活介護サービスを利用している間も継続的に関わるよう、必要な援助に努めることとする。

3 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- ・ 面会は、10:00～18:30とする。2階詰所入口に置いている「面会カード」に記名のうえ、必ず職員に申し出ること。
- ・ 消灯時間は、21:00とする。
- ・ 喫煙は禁止する。
- ・ 酒類の持ち込みによる飲酒は禁止する。酒類以外の飲食類の持込は可とするが、持込時に職員が確認を行うこととする。また、6月～9月は生ものの持込は禁止する。
- ・ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこととする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は自己管理とするが、利用者自身による金銭管理が困難な場合は、当施設の金銭管理サービスが利用できるものとする。ただし、現金管理は行わない。
- ・ 騒音等他の利用者に迷惑を及ぼすような行為を禁止する。また、「宗教活動・政治活動・営利活動」は禁止する
- ・ 危険物の持込、ペットの飼育は禁止する

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

(指定短期入所生活介護計画の作成)

第12条 事業所は、介護支援専門員に指定短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 指定短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門

員」という。)は、指定短期入所生活介護計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、指定短期入所生活介護サービスの内容、指定短期入所生活介護サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した指定短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、指定短期入所生活介護計画作成後においても、指定短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、指定短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項の規定を準用して指定短期入所生活介護計画の変更を行う。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第13条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、社会福祉及び医学、心理学等の知識を活用し、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行い、快適で規律のある日常生活を明るい環境のもとで営むことができるようにする。

- 2 サービスの提供は、指定短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 7 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第14条 介護は、在宅生活への復帰を図ることを基本とし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資

するよう、利用者の心身の状況及び家庭環境に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事の提供）

第15条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から
 - (2) 昼食 12時00分から
 - (3) 夕食 17時30分から
- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。
 - 3 栄養士は、本条の趣旨に基づいて献立を作成し、食事の品名及び数量を記録整備する。

（相談・援助）

第16条 事業所は、利用者との日常的な交流の場を積極的に活用し、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜提供等）

第17条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

（機能訓練）

第18条 事業所は、利用者に対し、指定短期入所生活介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（利用者に関する保険者への通知）

第19条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第20条 事業所は、利用者に適切な指定短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 事業所は、当該事業所の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は職員に対し、その資質向上のために研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対処方法

（緊急時等の対応）

第21条 事業所は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第22条 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第23条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

（危機管理）

第24条 事業所は事業運営及び管理にあたって、火災、地震、食中毒、伝染病、その他の事故等で事業所全体に関わる災害対応が生じた場合は、弘済院災害応急対策計画等に基づき、緊急の対応を行う。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

第26条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第27条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（重要事項の掲示）

第28条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第29条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

（苦情処理）

第30条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第31条 事業所は、運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (5) 利用者及びその家族からの虐待などに関する苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化)

第33条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第34条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第8章 記録の整備

（記録の整備）

第35条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護に関する諸記録を整備し、短期入所生活介護計画の記録については当該計画に基づく指定短期入所生活介護の提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

（法令との関係）

第36条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

- 1 この運営規程は、平成12年4月1日から施行します。
- 2 この運営規程は、平成17年4月1日から施行します。
- 3 この運営規程は、平成17年10月1日から施行します。
- 4 この運営規程は、平成19年2月1日から施行します。
- 5 この運営規程は、平成22年3月1日から施行します。
- 6 この運営規定は、平成25年4月1日から施行します。
- 7 この運営規定は、平成27年4月1日から施行します。
- 8 この運営規定は、平成27年8月1日から施行します。
- 9 この運営規定は、令和元年10月1日から施行します。（介護報酬改定に伴う形式的変更のみ）
- 10 この運営規程は、令和5年4月1日から施行します。
- 11 この運営規定は、令和6年8月1日から施行します。（介護報酬改定に伴う形式的変更のみ）
- 12 この運営規定は、令和6年10月1日から施行します。